

**産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物収集運搬業
(積替え・保管を含む)
更新許可申請要領**

平成 26 年 2 月

尼崎市経済環境局環境部
産業廃棄物対策担当
〒660-8501
尼崎市東七松町1-23-1
TEL (06)6489-6310
FAX (06)6489-6300

1 申請しようとする人は次の事項を確認してください。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）を熟知すること。
- (2) 講習会（収集運搬課程）の修了証については、
 - ・ 修了証の有効期間は5年です。
 - ・ 新規許可講習会修了証は、更新許可申請にも使用できます。
 - ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可講習会の修了証は、産業廃棄物収集運搬業許可申請にも使用できます。
- (3) 法に定める「欠格事項」に該当しないこと。

欠格事項（法第14条第5項第2号）

許可を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は許可されない。

- ① 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 法、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害罪）、第206条（傷害助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の3（凶器準備集合・結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 許可を受けた者が、この法若しくは浄化槽法又はこれらの法令に基づく処分に違反する行為をして許可を取り消され、その取り消しを受けた日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
※一部例外があります。
- ⑤ 許可を受けた者が、この法若しくは浄化槽法又はこれらの法令に基づく許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、廃棄物処理業許可又は浄化槽清掃業許可の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑥ ⑤に規定する期間内に上記の廃止の届出があった場合において、⑤の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑦ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ⑨ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑧までのいずれかに該当するもの
※一部例外があります。
- ⑩ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに①から⑧までのいずれかに該当する者のあるもの
※一部例外があります。
- ⑪ 個人で政令で定める使用人のうちに①から⑧までのいずれかに該当する者のあるもの
※一部例外があります。
- ⑫ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

※政令で定める使用人（政令使用人）とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。（法施行令第6条の10）

- (1) 本店または支店（商人以外のものにあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) (1)に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

2 更新許可申請書の提出時期等

更新許可申請書は、許可期限日の3ヶ月前から2ヶ月前の間に、尼崎市産業廃棄物対策担当課(本庁中館9階)の窓口へご提出ください。許可期限日の2ヶ月前までに申請のない場合は、事務処理の都合上、許可期限日までに新しい許可証を発行できない場合があります。

また、許可期限日までに申請がない場合は新規許可申請の扱いになりますので、ご注意ください。

3 申請手数料 (平成25年4月現在)

産業廃棄物収集運搬業 更新許可申請・・・73,000円

特別管理産業廃棄物収集運搬業 更新許可申請・・・74,000円

<手数料納入方法>

【午後3時まで】申請時にお渡しする納付書により
三井住友銀行尼崎市役所出張所(尼崎市役所北館1階)
で納付してください。

【午後3時以降】申請時に受付窓口で現金納付してください。

4 申請手続について

(1) 申請要領を参考に申請書類を作成する。

- ① 3ページの必要書類をそろえる。
- ② 申請書及び必要書類(様式の定められたもの)にボールペン等で記入する。(鉛筆は不可)
- ③ 申請書類を一式セットし、正本とする。
- ④ 再度チェック後、副本を1部コピーする。
- ⑤ 正本1部・副本1部を提出する。
- ⑥ 変更届出事項がある場合は、別途、作成・提出してください。

(2) 申請書類のチェックを窓口で受ける。

- ① 添付書類又は記載事項に不備があれば修正する。(申請書類を返却する場合があります。)
- ② 申請手数料を納入した後、申請書を提出する。

※ なお、郵送途上におけるトラブルを防止するため、申請書類は直接窓口へご持参ください。
担当者が不在の場合もありますので、事前にご連絡のうえ、お越しく下さい。

5 現地確認について

更新許可審査に際しては書類審査の後、現地確認を行います。現地確認では書類確認及び現場確認を行います。

(1) 書類確認

以下の書類について記載内容及び保存状況を確認します。

- ・ 委託契約書(契約終了後5年間保存)
- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)(5年間保存)
- ・ 帳簿(1年ごとに閉鎖、5年間保存)

(2) 現場確認

- ・ 産業廃棄物保管場所及び保管量等は申請どおりか。
- ・ 産業廃棄物保管基準を遵守しているか。
- ・ 許可品目以外のものを保管していないか。

6 その他

- (1) 申請書類は、3ページのチェック表の順にA4判のファイルに綴じてください。B5判など大きさの異なる書類はA4判の左上の角にあわせるか、A4判の台紙に貼りつけてファイルしてください。
- (2) 申請書に添付する住民票等についてはコピーでも構いません。ただし、申請時に住民票等の原本をご持参ください。申請書受理の際、原本とコピーを照合し、相違ないことを確認した上で受理させていただきます。原本はその場で返却します。
- (3) 申請書様式(Word又はPDF形式)は市ホームページの「申請書ダウンロード」のページからダウンロードすることができます。
- (4) ご不明な点は、産業廃棄物対策担当の窓口へお問い合わせください。

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(積替え・保管を含む)更新許可申請添付書類チェック表

別紙	申請書類(更新許可)	留意事項	法人	個人
	委任状(A4判)	行政書士等に委任する場合は必ず必要	△	△
	許可申請書(様式6号・12号)		○	○
3	フロー図	廃棄物の排出者、積替え保管後の搬出先を明記してください。	○	○
7	産業廃棄物保管施設の概要	廃棄物の種類ごとに保管能力がわかるように。	○	○
	保管建屋図面(平面図・立面図)	液状の廃棄物を保管する場合は、流出時の回収経路図面も	○	○
	保管施設図面(平面図・立面図)		○	○
	保管容量計算書	保管施設ごとに保管量(体積及び面積)がわかるように	○	○
12	誓約書		○	○
13	事業者・政令使用人・役員等名簿	該当する場合、役職・氏名・住所等を記入。	○	○
14	株主又は出資者名簿	該当する場合、氏名・住所等を記入	○	—
	法人の登記事項証明書(法人の場合のみ)	発行日より3ヶ月以内のもの	○	—
	定款(法人の場合のみ)		○	—
	住民票(本籍地記載)	発行日より3ヶ月以内のもの。事業者・政令使用人・役員等名簿及び株主又は出資者名簿に記載のもの全員	○	○
	登記事項証明書(後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書)	発行日より3ヶ月以内のもの。事業者・政令使用人・役員等名簿及び株主又は出資者名簿に記載のもの全員	○	○
	法人の登記事項証明書(株主等が法人の場合)	発行日より3ヶ月以内のもの。	○	—
15	従業員名簿	法人の役員又は申請者以外の方を記入	○	○
	当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類	講習会(収集運搬課程)修了証の写し(申請日より5年以内のもの)	○	○
16	事業場の代表者である旨の申立書	該当する場合のみ。	△	△
18	資産に関する調書(個人の場合のみ)	申請者が個人の場合のみ記入してください。	—	○
	直前3年分の貸借対照表(法人の場合)		○	—
	直前3年分の損益計算書(法人の場合)		○	—
	直前3年分の株主資本等変動計算書(法人の場合)		○	—
	直前3年分の個別注記表(法人の場合)		○	—
	直前3年分の法人税納税証明書(法人の場合)	税務署が発行する納付すべき額及び納付済額を証する書類。	○	—
	直前3年分の申告所得税納税証明書(個人の場合)	税務署が発行する納付すべき額及び納付済額を証する書類で、所得証明ではありません。	—	○
19	理由書	直前3年分の貸借対照表・損益計算書・納税証明書が提出できない正当な理由がある場合に記入	△	△
20	同時申請(届出)に関する申立書	複数申請・届出を同時に行う場合。	△	△
	許可証の写し	現在の許可証の写し。	○	○
	優良認定申請関連書類 (電子マニフェスト加入証、県税・市税納税証明書等)	優良認定を申請する場合	△	△

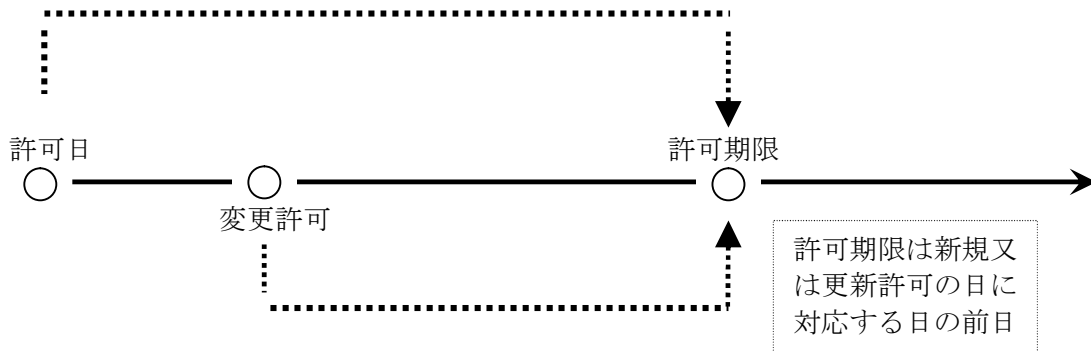
△印の書類は、該当がある場合に添付してください。

許可の期限について

産業廃棄物処理業の許可には、すべての業種について、法令に基づき新規許可日から起算して5年の期限が付きま

ただし、期間途中に変更許可（事業の範囲を変更する場合に必要）をされた場合は、許可期限は変わらず、もとの期限がそのまま付きま

更新許可についても許可日から起算して5年の期限となりますが、法律に定められている一定の要件を満たしていると認定（優良事業者認定）された場合には7年の期限となります。



優良事業者認定基準

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業の許可の更新申請時に、以下の基準（以下「優良基準」という。）の適合性審査の申請を行うことができる。この場合にあつては、通常の許可申請時の提出書類に加え、当該審査に必要となる資料を提出しなければならない。

- ① 過去5年間（当該申請者が7年の有効期間に係る許可を受けた者である場合にあつては、当該許可を受けたときから申請の際までの間）、廃棄物処理法に基づく不利益処分（他の都道府県・政令市における不利益処分を含む。）を受けていないこと。
- ② 5年以上の産業廃棄物処理業の実績を有すること。
- ③ 事業活動に係る環境配慮の取組が、ISO14001、エコアクション21の認証制度により認められていること。
- ④ 次に掲げる事項について、申請の際直前の半年間（当該申請者が7年の有効期間に係る許可を受けた者である場合にあつては、当該許可を受けたときから申請の際までの間）にわたり、インターネットで公開し、かつ、所定の頻度により（変更の都度又は1年ごとに1回以上）更新していること。
 - ・ 会社情報（氏名又は名称、住所及び代表者の氏名等）
 - ・ 許可内容（事業計画の概要等）
 - ・ 産業廃棄物収集運搬業者である場合にあつては、低公害車の導入状況
 - ・ 積替え保管を行う場合には、積替え保管に関する事項(所在地、積替え保管を行う産業廃棄物の種類等)
 - ・ 直前3年間分の財務諸表
 - ・ 直前3年間分の収集運搬量
 - ・ 料金表の提示、料金算定式の提示、個別見積もり等の料金の提示方法
 - ・ 組織体制（社内組織、職務分掌等）
 - ・ 生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無及び公開頻度
- ⑤ 電子マニフェストの利用が可能であること。
- ⑥ 財務体質の健全性に係る次に掲げる基準に適合していること。
 - a) 過去3年のうち任意の1年の自己資本比率が10%以上であること
 - b) 過去3年の経常損益の合計額に過去3年の減価償却費の合計額を加えて得た額が0円を超えること
 - c) 国税、都道府県税、市町村税、社会保険料、労災・雇用保険料の納付額に未納のものがないこと（過去3年間分、社会保険料は過去2年間分）
 - d) 廃棄物最終処分場について維持管理積立金の積立てをしていること

*詳細は環境省 HP 掲載の「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」をご参照ください。

ファイル見出しの使用方法について

別紙 2 1 の見出しを切り取り A4 紙ファイルに下記の要領で貼り付けてください。

背表紙に貼ってください。

正

10桁の許可番号を記入してください。（「-」ハイフンは、不要です。）

10桁の許可番号を記入してください。（「-」ハイフンは、不要です。）

会社名

会社名を横書きで記入して表紙に貼り付けてください。

更新に際しての注意点

更新時の立ち入り調査では、積替え保管に係る基準が遵守されているか現地確認します。以下の基準についてご確認下さい。また、擁壁等に廃棄物がもたれ掛かる事により、ひび割れ、傾き等が生じている場合には、擁壁の補強工事を行う又は擁壁に廃棄物がもたれかからないような保管方法に改めて下さい。また保管場所の掲示の記載内容についても最新の情報が反映されているか今一度ご確認ください。

積替え保管の基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ハ～ハ）

* 特別管理産業廃棄物の保管は、別途基準による。

(1) 保管の場所には、周囲に囲いが設けられていること。廃棄物の荷重が直接囲いにかかる構造である場合には、風圧力、地震力等のほか、構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないこと。

(2) 見やすい箇所に掲示板が設けられていること。

ア 産業廃棄物の保管の場所である旨の表示

イ 表示は、白地に黒色の文字で行う等見やすいものとするとともに、雨水等によって汚損したり、消えたりしないものとする。

(記載例)

ウ 保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載）

エ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

オ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、保管の最大積み上げ高さ

カ 保管数量上限

(注：1日あたりの平均的な搬出量×7を超えないこと)

キ 掲示板の大きさは、縦60cm以上×横60cm以上

ク 注意事項例には、関係者以外立ち入り禁止、許可なく梱包容器等の持出禁止、梱包容器等は破損しないよう慎重に取扱うこと等を記載

産業廃棄物積替え保管場所	
廃棄物の種類	汚泥、金属くず
管理責任者	環境課長 尼崎 太郎
連絡先	環境課(内線)1234
最大積上高さ	5m (屋外保管のみ)
保管数量上限	〇〇m ³
注意事項	・ ・ ・

(3) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう次の措置を講じること。

ア 汚水が生じるおそれがある場合は公共の水域及び地下水の汚染を防止するために、排水溝等の設備を設け、底面を不透水性の材料で覆うこと。

イ 産業廃棄物の保管は、屋内又は容器で行うことが原則ですが、やむを得ず屋外で容器を用いずに保管する場合は、下図に従うこと。

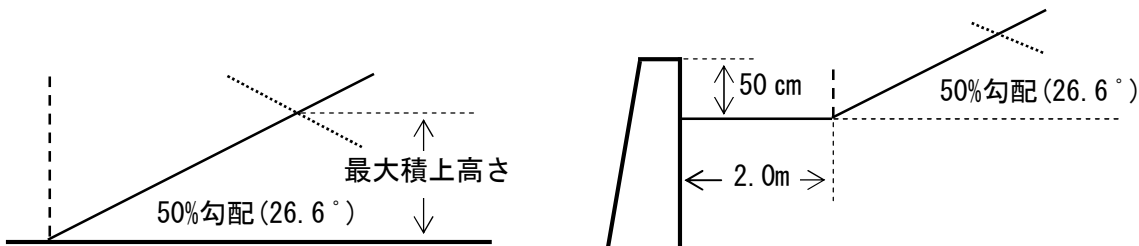
ウ その他必要な措置

○ 囲いに接しない場合

- ・ 囲いの下端から勾配50%以下

○ 囲いに接する場合

- ・ 囲いの内側2mまでは囲いの高さより50cm以下
- ・ 囲いの内側2mを超える部分は勾配50%以下



(注) 50%勾配とは、角度に換算すると約26.6度となります。

- (4) 保管施設には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 石綿含有産業廃棄物にあつては、他の物と混合しないよう、仕切り等を設け、また、飛散防止のために、梱包や覆いを設ける等の必要な措置を講ずること。

以 上